

# 大鳥小学校いじめ防止・対策 基本方針

平成 26 年 2 月 24 日策定  
(平成 30 年 3 月 20 日改訂)  
(令和 3 年 3 月 31 日改訂)

## (1) いじめ防止に向けた学校の考え方

### ① いじめの定義

いじめ防止対策推進法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

#### ○いじめの定義に係る用語について

##### 「一定の人的関係」

学校の内外を問わず、同じ学校・学年・学級の児童やクラブ・委員会、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童との何らかの人的関係

##### 「物理的な影響」

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなど

##### 「心身の苦痛を感じているもの」

いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえるということ

#### ○いじめの定義に係る留意点について

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断は慎重に行う。いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合があることや、仮に軽微に見える事でも苦痛が累積する場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめを受けた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処を行う。

また、「いじめ」行為の背景にある事情の調査の結果、たとえきっかけが被害児童にあったとしても、行為自体が絶対に許されないことを当該児童・保護者・教職員が改めて確認し、具

体的な対応の仕方等、再発防止に向けて適切に指導する。

## ② いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- (1) いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

これらを踏まえたうえで、子どものいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のために、学校全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

### 学校として

- ① あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ② 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ③ いじめは、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ④ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑤ 相談窓口を明示するとともに、子どもに対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するな

ど、学校組織をあげて子ども一人ひとりの状況の把握に努める。

#### 保護者として

- ① どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ② 子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- ③ いじめを発見し、または、いじめの恐れがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

#### 子どもとして

- ① 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ② 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

## (2) 「大鳥小学校いじめ防止対策委員会」の設置

### ① 委員会の構成員

学校は、校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭、各学年主任より構成される「大鳥小学校いじめ防止対策委員会」（以下「いじめ防止対策委員会」）を設置する。個々の事案対応については、該当学年・学級担任が加わり、必要に応じて外部専門家と連携を図る。

### ② 委員会の運営と活動内容

月一回の定例会いじめ防止対策委員会を開き、各学年の状況についての情報共有と対応についての協議を行う。個々の事案については、校長・副校長・児童支援専任・養護教諭・該当学年が中心になり具体的な対応を行う。また、臨時に開催するいじめ防止対策委員会において分析・評価をし、いじめの解消を目指す。

校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

具体的な活動内容としては、以下のことを行う。

#### ●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・大鳥小学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童・保護者・地域に周知

#### ●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめを察知した場合の事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断

・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と、保護者との連携といった対応を組織的に実施。

●取組の検証

- ・大鳥小いじめ防止対策基本方針に基づく年間計画の作成・実行・修正
- ・校内研修の企画と計画的な実施
- ・大鳥小いじめ防止対策基本方針の点検と見直し

### (3) いじめの未然防止、早期発見・事案対処

#### (1) 未然防止に関すること

##### ①学校風土づくり

- ア 新年度職員研修において、学校経営方針、児童指導方針を全職員で共通理解する。
- イ 「あいさつ、へんじ、スーピタ」(右ピタ、グーペタピン)を常に指導する。
- ウ 学校のやくそく(登下校、持ち物など)を守るよう常に指導する。
- エ 朝会での約束(話す人が前に立ったら、静かになる)を学年、学級でも守るよう常に指導する。
- オ たてわり活動を中心に縦のつながりを、年間を通して生かし、力を合わせてBSFに取り組んだり、児童会を中心としたお手紙交換等、心があたたまるメッセージを送る活動を推進したりする。
- カ 低学年から実行委員を立ち上げ、活動のめあてが達成されるような活動内容を話し合ったり、子ども同士で約束を決めて守ったり、めあてを決めてがんばったりするよう指導する。

##### ②授業改善

- ア 校内重点研究を通して、各教科における言語活動の充実を図り、思考力、判断力、表現力の育成に努める。
- イ 子どもとともに学習計画を立て、子ども自身が学習や活動の見通しをもてるようにする。
- ウ 子どもが身近に作品に触れられるように、また、前時までの学習を想起できるように、学習環境を整える。
- エ 計画的な発問や指示、板書をし、子どもに分かりやすい授業展開に努める。

##### ③適切な人間関係の確立

- ア 子どもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

##### ④自己有用感の醸成

- ア 高学年における委員会・クラブ活動、学年における実行委員、学級における授業や係・当番活動などのあらゆる教育活動で努力の方向を示し、授業や朝会等においてその成果を積極的に称える。

#### (2) 早期発見に関すること

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠した

り軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃からの子どもの見守りや信頼関係の構築に努め、子どもが示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめの早期発見の視点から、次のような具体的な取組をする。

- ① 日々、子どもをよく観察し、気になる子ども、言葉や態度については、すぐに指導するとともに、内容によっては学年に相談し、チームで取り組むようにする。
- ② 毎週、学年研において、気になる子ども、言葉や態度について報告し、内容によっては児童支援専任に相談し、チームで取り組むようにする。
- ③ 毎月、職員会議において、気になる子ども、言葉や態度について報告し、内容によっては、いじめ防止対策委員会を開き、チームで取り組むようにする。
- ④ 年間3回のいじめアンケート（いじめ解決一斉キャンペーンを含む）を実施し、実態の把握、早期発見に努める。
- ⑤ 保護者・地域、学援隊、大鳥小キッズクラブなどの学校協力者との連携を密にし、情報の収集に努める。
- ⑥ 子ども及びその保護者並びに学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制として、管理職、児童支援専任、養護教諭などの学校職員あるいは学校カウンセラーがいることを周知し、その活用を促すようにする。

### （3）早期対応、適切な対応、措置に関すること

- ① いじめが疑われる情報が入った時には一人で対処せず、早急に、学年、児童支援専任、管理職に相談し、チームで対応する。いじめ防止対策委員会をひらき、事案の解決に向けて、方針、目標、手順、役割を決める。
- ② 被害者からよく話を聞き、気持ちを受け止めるとともに、できるだけ詳細な事実を把握する。被害者救済を第一とし、子どもの状態に合わせた継続的なケアを行う。また、いじめを知らせてきた子どもがいる場合には、その子どもの安全を確保する。
- ③ 目撃者からよく話を聞き、被害者の話と照らし合わせ、事実の確認をする。
- ④ 加害者からよく話を聞き、被害者と目撃者の話と照らし合わせ、事実の確認をする。
- ⑤ 事案によっては、学校カウンセラーとともに解決に向けて取り組む。
- ⑥ いじめの事実を把握した際には、学校は、教育委員会に報告、相談をする。
- ⑦ いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、子どもの生命、身体、または財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校で適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。
- ⑧ 被害者と加害者の保護者とともに、事案の解決に向けて、子どもの健全育成のためにできることを一緒に考える会をもつ。
- ⑨ 全職員で情報を共有し、再発防止に向けて、適切かつ継続的に指導及び支援する。
- ⑩ 事案によっては、保護者・地域にも協力を依頼し、再発防止に向けて取り組む。
- ⑪ 教職員がいじめに係る事案に適切に対応できるよう、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等を活用した、いじめの防止等に関する校内研修を4月、7月に実施する。
- ⑫ 児童支援専任、人権教育推進担当者、道徳教育推進担当者等は、その専門性を高める教育委員会主催の研修等に積極的に参加する。
- ⑬ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連

携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。また、子どもや保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

- ⑭ いじめの問題など学校が抱える課題については、学校運営協議会等と連携を図り、地域ぐるみで解決や再発防止に努める。

#### (4) 取組の年間計画

児童一人ひとりの、**学力・規範意識・自己有用感**を高めることが、いじめ防止につながるという観点から、一年間の諸活動に取り組む。

- ・児童理解と情報の共有
- ・心があたたまるメッセージを日常的におくる。
- ・表彰などでの称賛
- ・実行委員として、自分たちで作り上げる活動

○印は、特に縦の関係の意識（あこがれ、見られている、頼られている）を育む取組

##### 4月

年度始め職員研修、大鳥小の取組についての共通理解・確認  
前年度担任より児童情報（配慮事項等）の引継ぎ  
○入学式  
アレルギー面談（保護者・栄養士・養護教諭・担任）・・・児童理解  
全国学力学習状況調査6年  
学校運営協議会（大鳥小いじめ防止・対策基本方針）  
大鳥小の約束の確認（挨拶・返事・後片付け）・・・学級・学年・全校  
各学年、年間計画をもとに、児童の実行委員会を決める（行事や取組）  
○横浜市学力・学習状況調査  
○特別クラブ 金管バンド活動開始  
○児童会テーマの決定  
○BSF に向けての活動開始 3色縦割り活動・・・  
○いじめ防止研修  
教育相談

##### 5月

学校説明会・PTA 総会（大鳥小いじめ防止・対策基本方針）  
中部療育センター コンサルテーション  
Y-P アセスメントの実施①・・・実態・傾向の把握  
○BSF に向けての活動 はちまき授与式 団結式 BSF  
教育相談

##### 6月

○BSF  
第1回国語科授業研究会  
第2回国語科授業研究会  
スピーチコンテスト校内発表  
教育相談

7月

中区国際平和スピーチコンテスト  
第3回国語科授業研究会  
中区横浜子ども会議  
大鳥小生活アンケート実施（記名、児童の実態把握）  
地区懇談会（地域・保護者との情報の共有）  
児童理解研修  
教育相談

9月

○夏休み作品展  
○4年愛川宿泊体験学習  
第4回国語科授業研究会  
個人懇談会  
教育相談

10月

○5年赤城宿泊体験学習  
○6年日光宿泊体験学習  
小中交流日 中学→6年  
教育相談

11月

Y-P アセスメントの実施②・・・児童の成長・変化の検証  
教育相談

12月

人権週間  
○交歓給食②  
大鳥わくわくワールド  
大鳥小生活アンケート（記名）  
いじめアンケート（無記名）  
個人懇談会  
教育相談

1月

○クラブ発表会 3～6年  
教育相談

2月

教育相談

3月

6年はばたきますの会  
○児童会テーマ振り返り  
○お別れ集会（縦割り）  
○卒業式  
教育相談

## (4) 重大事態への対処

### 1 重大事態の意味

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断する。例えば、

- 子どもが自殺を企画した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。ただし、日数だけでなく、子どもの状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、子どもや保護者から、いじめられている重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えていたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

### 2 報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、学校は、直ちに教育委員会に報告する。

### 3 調査・報告

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

### 4 子ども・保護者への報告

いじめを受けた子どもや保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

## (5) いじめ防止対策の点検・見直し

- 1 学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織やとくり組等の見直しを行う。必要があると認められる際には、いじめ防止・対策基本方針を改定し、改めて公表する。

平成26年2月24日 策定

平成30年3月20日 改訂

令和3年3月31日 改訂